
カンボジア及びラオスにおける知的財産の 権利執行状況に関する調査

2019年5月15日 ジェトロバンク事務所 知的財産部

Rouse & Co International (Thailand) Ltdが調査を実施

本日の内容

1. 救済の種類
2. 統計情報
3. 弁護士費用概算
4. 判例紹介

1. 救済の種類

救済の種類	カンボジア	ラオス
行政	①予備的代替紛争解決（仲裁） ②カンボジア模倣品対策委員会（CCCC） ③経済警察、税関差止 ※税関登録制度は未整備	①知的財産局 ②税関差止 ※税関登録制度は未整備。差止申請は可。
民事訴訟	* 三審制（州/市裁→控訴裁→最高裁） * 損害額の法定算定基準はない	* 三審制（人民裁判所に係属） * 規定上、仮処分申請も可能 * 損害額の法定算定基準は「損失の補償、あるいは不当利得の剥奪に十分な額」
刑事訴訟	* 知財権は私的権利として認識。刑事訴訟は権利者により提起されることが普通	* 裁判所による量刑の判断基準は侵害意図の有無や損害額の規模等 * 損害賠償請求も可

- 民事・刑事訴訟（司法手続）は極めて少なく、事例・統計の収集も困難
- 侵害行為に対する対抗策としては行政手続が普通

1. カンボジア模倣品対策委員会（CCCC）

カンボジア模倣品対策委員会：The Cambodian Counter Counterfeit Committee

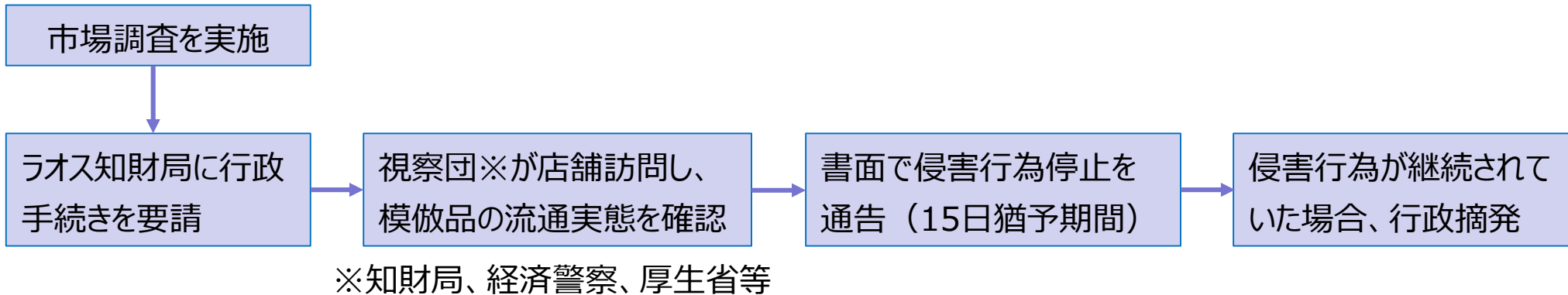
- 知財権の行使に関して指導的役割を果たす機関であり、14の省庁および政府機関から構成される。委員長は内務省次官。
- 医薬品、化粧品、食料品等の有害な模倣品の対策に注力しており、2017年に大規模摘発を成功させている。



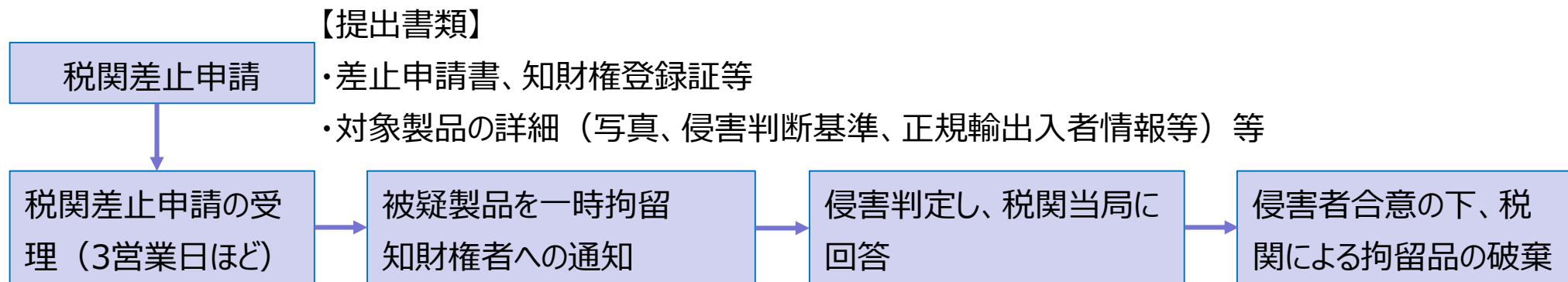
2017年3, 4月に大規模摘発を実施し、約70トンの模倣化粧品（日本ブランド含む）を押収。CCCCによる摘発としては過去最大規模。

1. ラオス行政手続きの流れ

知的財産局への要請



税関への要請



2. 統計情報

カンボジア	<ul style="list-style-type: none">・行政手続（仲裁）：特許 2 件、意匠 0 件、商標年間 2 0 件前後、著作権不明・民事・刑事訴訟：不明 <p>※公式あるいは非公式の如何を問わず、有用な情報がないため、概算レベルでも件数の推定は難しいが、非常に少ないことは明らか。</p> <ul style="list-style-type: none">・行政手続の一環として、商標については商標局への取消請求が可能であり、年間の請求件数は約 3 0 件程度。
ラオス	<ul style="list-style-type: none">・行政手続：特許 0 件、意匠 1 件、商標年間 7 – 8 件程度、著作権 1 件・民事訴訟：特許 0 件、意匠 1 件、商標年間 1 – 2 件程度、著作権 0 件・刑事訴訟：特許 0 件、意匠 0 件、商標 1 件、著作権 1 件 <p>* 以上は現在迄の総件数を表す。尚、行政手続きについて、現在迄の税関差止め申請総件数は 1 6 件（商標 1 5 件、意匠 1 件）。</p>

3. 弁護士費用概算

手続の種類	カンボジア	ラオス
行政	費用：US\$ 3,000～10,000 期間：約数ヶ月～半年程度	費用：US\$ 3,000～4,000 期間：数ヶ月程度
民事訴訟	費用：US\$ 10,000～45,000 期間：約1～数年程度	費用：US\$ 3,000～7,500 期間：約2～5年程度
刑事訴訟	費用：US\$ 10,000～45,000 期間：約1～数年程度	費用：US\$ 3,000～7,500 期間：約2～5年程度

* 現地の弁護士が経験則に基づき試算

* 費用及び期間は事案の内容・複雑性やアプローチ手法の選択等により大きく異なる

* 両国共、司法手続き費用・期間は、事例が極端に少ないため、あくまでも参考情報に留まる

4. 判例紹介：カンボジア商標登録取消訴訟

事件種別	： 民事
裁判所	： 最高裁（判決73号、2003年4月3日）
裁判費用（推定）	： 数千円
弁護士費用（推定）	： ①商務省知財局（商標取消請求など） 約2,000US\$ ②プノンペン市裁～最高裁：計15,000-25,000US\$

- 原告（仏A社）の商標が1996年にカンボジアで登録。その後被告（香港B社）の商標も登録。
- 原告が商務省知財局に被告商標取消を請求したが、請求棄却。
- 原告はこれを不服として訴訟提起。プノンペン市裁判所も控訴裁判所も知財局の決定を支持。
- 原告は2002年12月、最高裁に上告。最高裁は原告商標と被告商標とは異なる種類の動物であり、消費者を混同させるほど類似していないということで商務省知財局の決定を支持。裁判費用の負担を原告に命じた。

4. 判例紹介：カンボジア商標権侵害訴訟

事件種別	: 刑事
裁判所	: プンペン市裁判所（判決20「Khor」号、2011年3月10日）
裁判費用（推定）	: 数百円
弁護士費用（推定）	: 10,000-15,000US\$

- 乳製品ボトルのロゴに係る商標権者である原告が、類似商標が付された被告製品を発見。プンペン市裁判所に提訴。
- 同裁判所は侵害を認定。被告に禁固1年6か月と、約10万8000円の罰金を科した。

4. 判例紹介：ラオス意匠権侵害訴訟

事件種別	: 民事
裁判所	: 人民最高裁判所（係属中）
裁判費用（推定）	: 不明
弁護士費用（推定）	: 不明

- 原告による小型トラックの意匠権に係る税関差止申請に基づき、税関当局は2017年5月、中国からの被疑製品である車両342台を一時拘留し、原告に通知。
- 原告は本件を意匠権侵害事件として人民地方裁判所に提訴。同裁判所は被告による侵害の事実を認め、被告に対し90,000US \$の損害賠償を支払うよう命令。
- 控訴審判決においても下級審判決維持。
- 被告は最高裁に上告。現在、最高裁による審理が係属中。

4. 判例紹介：ラオス商標権侵害訴訟

事件種別	： 刑事
裁判所	： 人民裁判所
裁判費用（推定）	： 不明
弁護士費用（推定）	： 不明

- 商標権者である原告はラオスで有名な飲料水メーカー。被告である2人のベトナム人は、ラオス国内で模倣品製造及び販売を実施。
- 原告からの要請に基づき、当局は刑事摘発を実施。模倣品を押収しベトナム人は逮捕。
- 刑事手続きの結果、裁判所は以下を命令。
 - ①被告1（首謀者）に罰金約30000円、禁固9か月
 - ②被告2に罰金6500円、禁固6か月
 - ③原告に相応の損害賠償支払い（裁判所認定の損失額は4300万円相当 ※Laos地元紙）

刑事訴訟法第16条（刑事事件における損害賠償額の検討）に基づき、利害関係人である当事者からの請求に基づき、裁判所は刑事事件において損害賠償額の検討を行うことが可能（JICA「ラオス刑事訴訟法（2012年改正 Ver.1.4）日本語訳」より抜粋）

4. 判例紹介：ラオス商標権侵害訴訟

事件種別	: 民事・刑事
裁判所	: 人民裁判所
裁判費用（推定）	: 不明
弁護士費用（推定）	: 不明

- 歯磨きの商標権者が2008年3月、ラオス知財局に対して侵害品の摘発を要請。
- 知財局、経済警察、税関等の担当官より構成される視察団が6～7月、ビエンチャン及び他9つの県を視察し、摘発を実施。
- 約39万円分の模倣品歯磨きが押収され、12月にビエンチャンで開催されたセレモニーで破棄処分。
- 数か月後、商標権者はラオス国内において稼働状態にある模倣品の製造拠点を見つけ出し、当局に対して侵害者の逮捕・模倣品摘発を要請し、人民地方裁判所に民事・刑事訴訟を提起。
- 裁判所は侵害の事実を認め、中国籍の被告3名に対し、それぞれ数万円の罰金、数か月～1年半の禁固刑、合計約20万円の損害賠償を命令。